

要求水準書に関する質問書への回答

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	要求水準書								要求水準書	全体配置図作成用にCADデータ（添付資料1 造成計画平面図(1)、造成計画平面図(2)を提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。参加資格審査通過者へ提供します。
2	要求水準書	第1編 共通事項-1	第1章		2	2)	(2)		用水	第3編 運營業務にのみ雨水利用の記載がありますが、必須でしょうか。容量等は提案によるものと考えてよろしいですか。	前段について、必須ではありませんが、上水道水使用量低減のため、有効利用を検討してください。後段について、ご理解のとおりです。
3	要求水準書	第1編 共通事項-2	第1章	第1節	1				一般概要	エネルギーの地産地消について、具体的に想定されている具体的内容についてご教示ください。	施設から発生するエネルギー（温水、電気）や資源（炭酸ガス）を活用した地元企業参画事業等を想定しておりますが、現時点でセンターにおいて具体的内容は想定していません。事業者においてよりよい地産地消方策があれば提案願います。
4	要求水準書	第1編 共通事項-2	第1章	第1節	1				一般概要	「バイオガスの非常時の外部供給」とありますが、非常時とは、大規模災害等により電気、ガス等の供給が止まり、本施設外でバイオガスが必要となるような状況との理解でよろしいでしょうか。また、外部供給に必要な設備を設置できるスペースを設けるとは、例えばガス精製装置およびガス圧縮装置を将来的に設置するスペースを設けることよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご理解のとおりですが、事業者で想定の上提案してください。
5	要求水準書	第1編 共通事項-3	第1章	第1節	4				施設規模-車庫棟	車庫棟に格納するパッカー車・重機として6台分が示されていますが、これらは全て貴センターが使用される車両・重機という前提での台数でしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	第1編 共通事項-4	第1章	第1節	6				工程表（予定）	各プラント工事の着工時期は事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、解体撤去工事については、令和10年度中の着手が必要となります。
7	要求水準書	第1編 共通事項-4	第1章	第1節	6				事業の構成	工程表（予定）では、造成工事の期間が令和5年度のみとなっていますが、汚泥再生処理センター、熱回収施設・リサイクル施設の設計・建設期間と運営期間（運営開始期日）を守ることができれば、令和5年度～令和9年度の期間で造成工事全体を完了させれば良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、汚泥再生処理センターに関する部分については、外構も含めて令和7年10月までに完了して下さい。
8	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(13)		全体計画	「避難所機能の確保、…整備すること。」とありますが、本施設を構成市の指定避難所及び指定緊急避難場所として指定することは想定されていないと理解してよろしいでしょうか。 ※特に指定避難所の基準の1つとして、災害対策基本法施行令第20条の6 二 より「生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するもの」とあることから、相応の避難所機能を維持する場合は、事業費用の増加が見込まれます。	現在、指定されておられません。
9	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(13)		全体計画	避難所の計画に必要な最大想定避難人数、想定避難日数は、事業者にて想定し、避難所を計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(19)		全体計画	『環境影響評価書』は貴センターホームページに掲載されているものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
11	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(23)		全体計画	新斎場へ「焼却施設の休止時等は電力会社から電力の供給を受けられるようにすること。」とありますが、本記載は、焼却施設が全炉停止し、余剰電力が生じない期間は、焼却施設において電力会社から一括受電し、新斎場に電力を供給するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、焼却施設電気設備の点検を行う際の全停電期間は、新斎場への電力供給が停止することをご理解ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、焼却施設の電気設備の点検時の全停止期間に限り斎場への電力供給が停止することを認めます。
12	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(23)		全体計画	焼却施設の全炉停止時に新斎場が電力会社より受電する場合は、電力会社から直接供給される回線の契約は斎場側の所掌との理解でよろしいでしょうか。	焼却施設の電気設備の点検時の全停電期間に限り、センターの所掌とします。
13	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(23)		全体計画	新斎場の使用電力量について「1日平均：1,500kWh、時間平均電力量：800kW、最大電力量：980kW」とありますが、添付資料19によると、変圧器容量合計1050kVA、想定契約電力600kWとあります。記載されている時間平均電力量と最大電力量の値は設備動力ではないかと考えていますが、改めて数値をご教授願います。	設備容量からの概算値は、時間平均電力量500kW、最大電力量600kWです。実績において、令和3年度の月別の最大需要電力は176～308kWです。参考資料として、参加資格審査通過者へ新こもれび苑の電気料金請求書（令和3年5月から令和4年4月まで）を提供します。
14	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(24)		全体計画	新斎場敷地内の施工済配管について、添付資料4にFEP100Φ×1本とあります。本配管は、高圧での電力供給用と解釈しますが、焼却施設と新斎場間で信号取合が必要な場合は、その管路の敷設工事は、事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	1)	(2)	①	気温	「冬季：6.0℃、中間季：15.6℃、夏季：25.0℃」と記載されていますが、定量化評価に用いる発電量・売電量や事業者提案による発電量・売電量その他設計基本数値の計算は、この気温に基づいて計算を行うと考えてよろしいでしょうか。また、各季節の月数もご教授願います。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、冬季：12月～3月、夏季：6月～9月、中間季：4月、5月、10月、11月です。
16	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	1)	(2)	⑤	気象条件 水道敷設に対する深度	敷地内の全ての水道配管埋設の全てを1m以上埋設するものと考えてよろしいでしょうか。または150φ以上のみに対する内容でしょうか。	水道配管の埋設深度1mは、公道占用範囲であり敷地内については、センターとの協議によることとします。
17	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	2)	(1)		都市計画事項	用途地域指定なし、とのことですが、都市計画区域内でしょうか。また、市街化区域・市街化調整区域の区別をご教示願います。	長浜北部都市計画区域（非線引き）・特定用途制限地域（田園居住地区）です。
18	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	5)	(1)		電気	バイオガス化施設については、発電設備自己消費分以外はFIT売電、発電設備該当分以外は焼却施設より電力供給でよろしいでしょうか。	売電量の計算は様式7-11に記載のとおり「売電量合計＝発電量合計－所内電力使用量合計」とし、「各施設の売電量＝売電量合計×各施設の発電機出力÷焼却施設とバイオガス化施設の発電機出力の合計」としてごください。実際の電力の取り扱いについては、電気事業者との協議により決定されます。
19	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	5)	(1)		電気	1回線+6.6kV[]回線とありますが、6.6kV高圧受電の想定されている用途は、バイオガス発電設備の電力売却用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	第1編 共通事項-10	第1章	第1節	12	5)	(1)		電気	「電力引き込み工事及び必要な工事費負担金は事業者所掌」とありますが、関西電力側の事由により添付資料18の内容から変更があり、負担金が入札時の想定から大幅に増加した場合は、対応について協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。また、添付資料18の「お客様負担額」については、参加資格を得た事業者にご開示いただけますようお願いいたします。	前段について、センターが認めた場合は協議に応じます。後段について、参加資格審査通過者へ開示します。
21	要求水準書	第1編 共通事項-11	第1章	第1節	12	5)	(8)		開場日時	汚泥再生処理センター「※センターが指示した場合は、平日以外も対応すること。」とありますが、どのような場合にご指示があるのか、想定される状況と年間予定日数の目安をご教示願います。	事業者から平日以外の汲み取りの要望がある場合で、過去5年間の実績は、各1日です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
22	要求水準書	第1編 共通事項-11	第1章	第1節	12	5)	(8)		開場日時	熱回収施設及びリサイクル施設の開場日時の内、「※ハッピーマンデー等祝日は一般車の持ち込みはない。」とありますが、センター様発行のごみ分別ガイドブック「令和2年版こほくる〜」によれば、既存施設における年末年始（12月31日～1月3日）の一般車の持ち込みはないものと考えます。本施設においても同様と理解してよろしいでしょうか（「同要求水準書 第3編 運營業務-11 第3編 第3章 1 2）」も同様）。	ご理解のとおりです。なお、運営期間中に収集日程等に変更が生じた場合については、協議に応じていただく必要があります。
23	要求水準書	第1編 共通事項-13	第1章	第3節	1	1)	(1)			バイオガス化施設の公称能力は、＜基準ごみ＞ベースと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	第1編 共通事項-13	第1章	第3節	1	1)			公称能力	バイオガス化施設の年間稼働日数は365日/年とありますが、メタン発酵槽等の常時運転が必要な機器・設備を対象としており、受入供給設備等の設備の稼働日数は、焼却設備の全停時や、メンテナンス時を考慮したうえ、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	第1編 共通事項-15	第1章	第3節	1	1)	(2)		リサイクル施設 ストックヤード	表の注釈として「ペットボトル、新聞、ダンボール、雑誌・チラシ及び缶類の5種類は、…」との記載がありますが、「第1編 共通事項-18 ⑥」では、ペットボトル、新聞、ダンボール、雑誌・チラシ、缶類（アルミ・スチール・スプレー）、金属類の6種類は、…」との記載となっております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「第1編 共通事項-18 ⑥」の記載が正です。
26	要求水準書	第1編 共通事項-17	第1章	第3節	1	2)	(2)	②	リサイクル施設 ストックヤード	「実施方針に関する質問・意見書への回答」No. 26にありました通り、ストックヤードに搬入される資源ごみの中で、収集車両や許可車両が直接搬入する資源ごみは、ガラスビン、古布、紙パック、乾電池、蛍光灯、ライターと想定すればよろしいでしょうか。（ペットボトル及び缶類は、ストックヤードに直接搬入されることはないと考えてよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。なお、全ての資源ごみの品目について、一般車による持ち込みはあります。
27	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-17	第1章	第3節	1	2)	(2)	④	受入供給形態 可燃性粗大ごみ (収集車による搬入)	羽毛布団貯留倉庫とありますが、第2編設計・建設業務-3-12の必要諸室一覧のNo. 17倉庫と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	第1編 共通事項-18	第1章	第3節	1	2)	(2)	⑤	受入供給形態 可燃・不燃・資源及び粗大ごみ (一般搬入車による搬入)	⑤ 可燃・不燃・資源及び粗大ごみ（一般搬入車による搬入）において、「不燃（がれき類含む）及び粗大ごみはウイングプラザ搬入分と余呉一般廃棄物最終処分場（旧伊香3町分）搬入分に分けて・・・」とありますが、一般搬入車による搬入については、ウイングプラザ搬入エリアからの一般搬入車による搬入物と余呉一般廃棄物最終処分場搬入エリアからの一般搬入車による搬入物に分けて保管するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	第1編 共通事項-18	第1章	第3節	1	2)	(2)	⑥	受入供給設備	8㎡コンテナの確保については、事業者の所掌ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	第1編 共通事項-20	第1章	第3節	1	2)	(3)	④	農業集落排水	農業集落排水が濃縮汚泥とのことですが、負荷変動による計画施設への影響を判断するため、単独の性状をご教示願います。	事業者にて想定願います。
31	要求水準書	第1編 共通事項-20	第1章	第3節	2	4)			放流設備の稼働時間	放流設備の稼働時間を記入する欄がありませんが、主処理設備等と同様に事業者にて設定できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	第1編 共通事項-20	第1章	第3節	4				搬出入車両	汚泥再生処理センターの竣工後、熱回収施設が竣工するまでの2.5年間の助燃剤運搬に使用される車両の仕様をお示しください。	4 t ダンプを想定していますが、外部搬出の可能性もあり、その場合、事業契約後、搬出業者との協議により決定します。
33	要求水準書	第1編 共通事項-21	第1章	第3節	4				現有施設の搬入台数	汚泥再生処理センターの搬入台数約10台/日は稼働日（5日/週）あたりの台数であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
34	要求水準書	第1編 共通事項-21	第1章	第3節	4				搬出入車両	計量機の維持補修頻度を算出するため、年間の搬入出車両台数をご教示いただけないでしょうか。	令和2年度（実績）は下記のとおりです。 ★クリスタルプラザ ・可燃ごみ（収集）10,035台 ・可燃性粗大ごみ（収集）297台 ・一般市民 51,052台 ・一般事業所 16,431台 ・公用ごみ 2,731台 ・プラ容器包装選別可燃 325台 ・クリーンプラントからの選別可燃 2,040台 ※資源ごみの搬入、搬出実績は統計資料がありませんので、事業者にて想定願います。  ★クリーンプラント ・不燃ごみ（収集）1,293台 ・粗大ごみ（収集）828台 ・不燃ごみ（一般市民）16,128台 ・粗大ごみ（一般市民）19,428台 ・不燃ごみ（公用）707台 ・粗大ごみ（公用）324台 ※各種有価物等の搬出実績は統計資料がありませんので、事業者にて想定願います。  ★伊香クリーンプラザ ・可燃ごみ 1,450台 ・不燃ごみ 2,097台 ・粗大ごみ 1,851台
35	要求水準書	第1編 共通事項-21	第1章	第3節	5	1)	(1)		焼却施設 運転方式	「また、受電設備・余熱利用設備などの共通部分を含む機器については定期修理時、定期点検時は、最低限の全休炉をもって・・・」とありますが、全休炉期間は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	第1編 共通事項-22	第1章	第3節	5	2)	(2)		設備方式 ④	ガスホルダーについては、【メンブレングラスホルダーに係るガイドライン】に規定されている、二重メンブレングラスホルダーの採用は可能でしょうか。	不可とします。
37	要求水準書	第1編 共通事項-22	第1章	第3節	5	2)	(2)		設備方式 ⑤、 ⑥	発酵残渣脱水設備の設置の可否は応募者一任（提案）でよろしいでしょうか。	運営上支障がないことを前提に、提案を可とします。
38	要求水準書	第1編 共通事項-23	第1章	第3節	6	4)			場内建築設備関係 余熱利用設備	場内建築設備関係余熱利用設備は、電気式としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
39	要求水準書	第1編 共通事項-24	第1章	第3節	8	1), 2)			沈砂、し渣の処分 方法	汚泥再生処理センターの竣工後、熱回収施設が竣工するまでの2.5年間は沈砂、し渣も助燃剤と同様にクリスタルプラザで処分いただくものと考えてよろしいでしょうか。	し渣についてはご理解のとおりですが、清掃に伴い発生する汚泥等（汚泥再生処理センターの沈砂含む）については、事業者所掌とします。
40	要求水準書	第1編 共通事項-24	第1章	第3節	8	3)			助燃剤化	クリスタルプラザに搬入した助燃剤の処分費用についてもセンター様負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	第1編 共通事項-25	第1章	第3節	9	2)			排水基準値	下水道放流水の分析項目・頻度について、現状のクリーンプラントの実績と同じ項目・頻度で実施することで問題ないと理解してよろしいでしょうか。そうでない場合は、項目・頻度をご提示願います。	項目・頻度については、下水道法および流域下水道におけるし尿等投入実施要領によります。上記実施要領から流域下水道におけるし尿等投入量及び水質等の測定頻度を抜粋したものを質問回答（第1回）資料①に示します。
42	要求水準書	第1編 共通事項-25	第1章	第3節	9	2)			排水基準値	「下水道法及び長浜市下水道条例の基準を遵守するものとし・・・」とありますが、長浜市の「下水排水基準」の表に記載された通りの項目と頻度、すなわち窒素と磷は平均値を得るために1日に3回以上測定しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	カッコで記載のある項目については、日平均値を求めるため、3回以上測定する必要があります。
43	要求水準書	第1編 共通事項-32	第1章	第3節	15	3)	(1)		爆発対策	爆発対策として「爆風を・・・逃がし口を設けること。」とありますが、これはリサイクル施設の破砕機のことであり、爆発リスクの低い焼却・バイオの破砕機は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
44	要求水準書	第1編 共通事項-32	第1章	第3節	15	4)			災害対策	「発電機、ボイラには感震器を設置し、」との記載がありますが、それぞれの機械に感震器を設けるのではなく、施設共通の感震器とすることを提案させていただけないでしょうか。 それぞれの機器に感震器を設けた場合、各機器の振動の違いにより、一部の機器のみが非常停止すると設備が損傷する可能性があります。	運用上支障がないことを前提に提案を可とします。
45	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-4	第1章	第4節	2	1)	(2)		引渡性能試験条件	「引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。」とありますが、処理能力の計測、処理物の計量及び、分析は事業者で実施し、集じん器排気出口粉じん濃度のみ「法的資格を有する第三者機関」の分析としてよろしいでしょうか。	基本的には可としますが、事業契約後、センターの確認が必要となります。
46	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-4	第1章	第4節	2	1)	(5)		汚泥再生処理センターの引渡性能試験項目	汚泥再生処理センターの部分引渡し時は騒音、振動などの敷地境界で測定する試験も実施する必要がありますでしょうか。熱回収施設の工事騒音等により正確に測定できない可能性があります。	引渡し時の試験は、全て必要です。試験期間中の他工事との調整については、事業者にて実施してください。
47	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-6	第1章	第4節	2	2)			引渡性能試験方法-焼却施設(表) 3主灰	熱しゃく減量の測定用の主灰は、乾灰での状態でサンプリングするものとしてよろしいでしょうか。	基本的には可としますが、事業契約後、センターの確認が必要となります。
48	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-6	第1章	第4節	2	2)			引渡性能試験方法-焼却施設(表) 4飛灰	重金属類の項目の備考欄に含有量試験を行うよう記載がありますが、第1編第3節10処理生成物の2)飛灰の基準において重金属類含有量の基準はありませんので、保証値ではなく確認のために測定を行うとの理解でよろしいでしょうか。重金属は廃棄物由来であるため希釈する以外に含有量を調整することはできません。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-8	第1章	第4節	2	2)			引渡性能試験方法-バイオガス化施設(表) 6その他	バイオガス化施設の試験項目に「有機物分解率」の記載がありますが、ごみの組成(紙、厨芥、草木)により分解率がことなります。また、投入するごみ組成および有機物濃度を正確に把握することが困難です。したがって、例えばごみtonあたりのバイオガス量等に変更いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、発電効率はメタン濃度により異なるため、設計図書にメタン濃度毎の発電効率(保証値)を記載し、引渡性能試験において、その発電効率の達成を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、基本的には可としますが、事業契約後、センターの確認が必要となります。 後段について、ご理解のとおりです。
50	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-9		第4節	2	2)			引渡性能試験方法-共通	放流水の測定回数が3回以上とされていますが、日間平均を算出するためのものであるとの理解でよろしいでしょうか。	全ての試験項目が日間平均を算出するためのものではありません。各試験項目について3回以上実施してください。
51	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-11	第1章	第5節	1				契約不適合責任	汚泥再生処理センターの起算日は部分引き渡しの日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-12	第1章	第5節	2				契約適合検査	「センターが指示した場合は、・・・確認性能試験を実施する。なお、試験内容は原則として引渡性能試験と同様のものとし、」とありますが、センター様が指示する場合は、施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合等、センター様が立会が必要、重要と判断した場合また疑義等が生じた場合と考えてよろしいでしょうか。 また、試験項目は、疑義が生じた項目に関連するもののみでよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、前段の場合です。
53	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-19	第1章	第7節	6				施設パンフレット	全体引渡し時に納入するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、来場者の説明用として汚泥再生処理センターの竣工時にパンフレット等について作成を可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
54	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-26	第2章	第2節					防熱、保温	外装材は、炉本体、ボイラ、集じん器等の機器は鋼板製、風道、煙道、配管等はカラー鉄板又はステンレス鋼板、アルミガラスクロスとしますが、炉本体、ボイラ、集じん器等機器の保温外装材は、接ガスしない構造となっている場合、腐食の懸念もないため、運営上支障がないことを前提に、角波カラー鉄板およびカラー鉄板としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
55	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-29	第2章	第8節		2)			地震対策	貯蔵タンクを地下タンクとする場合、二重殻タンクを採用するなど漏洩対策をすることを前提に防液堤は不要としてもよろしいでしょうか。	確実に漏洩防止が図れることを前提に可とします。
56	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-29	第2章	第8節		5)			地震対策	薬剤備蓄とは通常とは別で備蓄することに限定せず、常用タンクの容量確保など事業者で設定するものと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
57	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-29	第2章	第9節		1)			浸水対策	「掘削残土による嵩上げを行うこと」とありますが、添付資料1に示されている計画地盤高で盛土を行うことで、ハザードマップ（長浜市総合防災マップ）に記載の想定浸水水位に対する浸水対策は満足すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-1	第1章	第1節	1	4)	(4)		計量機特記	「ICカードなどを用い」とありますが、要求水準書に示すものより優れた提案であることを前提に、ICカード以外の方式を用いた車両の識別方法としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
59	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-2	第1章	第1節	2-1	5)	(9)		プラットフォーム特記	転落者通報救出装置について、通報装置は手動で発報する非常ベルのようなものを提案させていただいてよろしいでしょうか。また、救出装置の仕様は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	前段について、提案を可とします。後段について、ご理解のとおりです。
60	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-5	第1章	第1節	5	4)	(1)		ダンピングボックス特記	「特記(1) スライドゲートを設けること」とありますが、設置の目的は搬入車両のピットへの転落を防止するものであり、要求水準書に示すものより優れた提案であることを前提にスライドゲート式以外の形式を提案させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。
61	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-6	第1章	第1節	7	4)	(4)		ごみクレーン特記	「ホッパへの投入を直接視認」とありますが、十分に安全が確認できること、及び、ごみクレーンの運転に支障がないことを前提に、ITVでの確認としてもよろしいでしょうか。なお、ごみホッパへの投入動作は手動クレーン時でも半自動動作となり、投入動作はモニタで確認でき、実績上問題ありません。	提案を可とします。
62	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-7	第1章	第1節	8	5)	(3)		可燃性粗大ごみ処理装置特記	畳、布団、マットレス等について、センター様のホームページで公表されている1日の受入制限が、新施設においても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 ※この制限がない場合、処理を行う人員数が過度に増加し、運営コストが高くなることが懸念されます。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-12	第1章	第2節	3-2	5)	(4)		落じんホッパーシュート特記	落じん灰の回収容器は、既設と同様、ドラム缶を想定すればよろしいでしょうか。	現施設においてはドラム缶を使用していますが、引き取り条件によります。
64	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-13	第1章	第2節	5	3)	(1)		動物炉焼却対象	処理対象物に愛玩動物（ペット）は含まれず、祭壇の設置等、供養を考慮する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-14	第1章	第2節	5	4)	(2)		動物炉特記	焼却残渣（灰）はごみピットへ投入することとありますが、運転状況（バッチ数/日）及び灰の状態（温度等）からごみピットへの投入が安全上問題があると判断した場合は、灰ピットへ投入することを提案させていただいてもよろしいでしょうか。	大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を満たすこと及び運営上支障がないことを前提に可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
66	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-28	第1章	第2節	12	2)	(1)		純水タンク 主要材質	主要材質がSUS304とありますが、耐久性が高いSUS444を提案してもよろしいでしょうか。	同等以上の材質であれば提案を可とします。
67	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-36	第1章	第5節	2				熱及び温水供給設備	2-1温水設備は（必要に応じて設置する）とありますが、2-2給湯用温水設備にはありません。場内の給湯負荷は非常に小さいため、給湯は電気式で提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
68	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-37	第1章	第6節	1, 2, 5	4)			押込送風機、二次送風機、誘引送風機 付属品	送風機の風量制御をインバーターによる回転数制御で行う場合、運営上支障がないことを前提に、付属品のダンパは非設置と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
69	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-44	第1章	第7節	5	5)	(3)		灰クレーン 特記	「本クレーンの制御用電気品は専用室に収納」とありますが、専用室ではなく灰クレーン操作室に設置してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
70	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-52	第1章	第9節	2				プラント系および生活排水	凝集沈殿槽や汚泥槽の記載がありますが、再利用や下水道放流に支障のないよう処理できることを前提に、事業者にて形式（膜処理等）を提案させていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
71	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-52	第1章	第9節	2-1-1	1)	(2)		汚水受槽 特記	「沈殿物の処理も考慮」とありますが、スクリーンを設けることで大型の浮遊物が槽内に流入しない場合は、設備的な対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-54	第1章	第9節	6	4)			薬液タンク類	「薬品の受入方法、荷姿及び貯留日数については、原則としてセンターが指示する」とありますが、薬品単価や調達必要日数、災害時の必要容量等を考慮して、事業者にて決定させていただいてもよろしいでしょうか。	事業者にて想定して提案ください。
73	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-56	第1章	第10節	2-3	1)			特別高圧変圧器	JEM1425CWは盤形式の規格となりますので、盤収納でない場合は、特別高圧変圧器の規格JEC2200に変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すものより優れた提案であれば、提案を可とします。
74	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-58	第1章	第10節	5-1	1)			動力制御盤 形式	形式に（JEM1195）とありますが、JEM1195はコントロールセンターの規格となりますので形式を提案する場合は、規格を変更してもよろしいでしょうか。 （バイオガス化施設、リサイクル施設につきましても同様です。）	要求水準書に示すものより優れた提案であれば、提案を可とします。
75	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-76	第1章	第12節	3				真空掃除装置	可搬式掃除機を採用することにより、以下のメリットがあることから、真空掃除装置の代替として、可搬式の掃除機を必要台数設置することを提案させていただくことは可能でしょうか。 ・配管の詰まり等の不具合がない。 ・同時に複数個所で使用しても吸引力が低下しない。 ・清掃箇所近くに本体を設置できるため、吸引ホースが長くなることによる吸引力の低下がない。	運用上支障がないことを前提に提案を可とします。
76	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-82	第1章	第12節	12	5)			エアシャワー室 設備 特記	シャワー室・更衣室、洗濯機の設置のご指示がありますが、炉前準備室内に限らず、その近傍に設置してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
77	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-90	第2章	第3節	3	5)	(1)		メタン発酵槽攪拌装置 特記	「接触部は、耐食性、耐摩耗性材質とすること。」とありますが、接触部の材質は、実績に基づき、運営及び将来の維持管理上支障がないことを前提に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
78	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-91	第2章	第4節	2	1)			形式	ガスホルダーについては、【メンブレングラスホルダーに係るガイドライン】に規定されている、二重メンブレングラスホルダーの採用は可能でしょうか。	不可とします。
79	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-93	第2章	第5節						発酵残渣脱水設備の設置の可否は応募者一任（提案）でよろしいでしょうか。	運用上支障がないことを前提に提案を可とします。
80	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-115	第3章	第1節	8				ごみクレーン	移動用ケーブルについて、エコケーブルだと交換時に、長納期、高コストの為、標準ケーブルで宜しいでしょうか。	提案を不可とします。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
81	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-118	第3章	第1節	10				薬液噴霧装置	リサイクル施設における薬液噴霧装置の用途は、プラントホーム内の臭気対策に使用すると理解でよろしいでしょうか。用途が熱回収施設と同様に兼用可能な場合は、機器点数削減による維持管理費の低減を目的に、熱回収施設の薬液噴霧装置と兼用することは可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、運営上支障がないことを前提に提案を可とします。
82	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-118	第3章	第1節	10				薬液噴霧装置	不燃・粗大ごみでは、臭気は発生しないと予想されますが、不要として宜しいでしょうか、また必要な場合噴霧場所をご教示願います。	No.81をご参照ください。
83	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-122	第3章	第2節	9	3)	(5)		破砕物搬送コンベヤ	主要部材が、エプロン〔 〕／ベルト〔 〕となっていますが、破砕後の搬送物が細かく荷こぼれが予想されるため、コンベヤ形式（エプロン、ベルト等）は事業者側で決定させてもらってもよろしいでしょうか。	運営上支障がないことを前提に提案を可とします。
84	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-145	第3章	第7節	1	2)			二重化構成	リサイクル施設は、運転中の故障時に瞬時に継続運転を行う必要が無い為、制御を行うSCADA（PC2台）を二重化構成と考えて宜しいでしょうか。	運営上支障がないことを前提に提案を可とします。
85	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-146	第3章	第7節	3	1)	(1)		重量センサー	該当がない場合は不要として宜しいでしょうか。	運営上支障がないことを前提に提案を可とします。
86	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-149	第3章	第8節					雑設備	作業用重機として、ショベルローダとフォークリフトが各1台示されていますが、これらは何れも貴センター業務で使用されるものであり、事業者が使用するものは、別途運営の経費でコスト計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-177	第4章	第3節	1	3)			放流水監視設備	「水質測定」とは、連続測定ではなくサンプリング水の水質測定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-189	第4章	第7節	1	2)	(4)	①	用水原水水質	原水水質は添付資料12を参考とするがありますが、井戸設置位置が原水水質測定位置と異なりますので、水質が異なる場合は設計変更事項と判断してよろしいでしょうか。	地下水利用に関して、必要な水量、水質が確保できない場合の費用負担については、事業者負担とします。
89	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-195	第4章	第9節	8				自家発電機	必要に応じて設けるとあります。汚泥再生処理センターの単独稼働時に自家発電機などの別系統電源の設置を求めるものでないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-196	第4章	第10節	1	1)	(6)		中央での監視制御項目及び方法	「受電電力量のデマンド監視」には、制御は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-197	第4章	第10節	2	2)			バックアップ電源装置	電源喪失時に安全にシャットダウンができるのと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-5	第2章		1	2)	(3)	④	中央制御室	「炉室に近接した位置に作業準備室及び前室を設けること。」とありますが、運営上支障がないことを前提に作業準備室と前室を一体として計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
93	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-5	第2章		1	2)	(7)	①	灰出し設備室	「焼却残渣、磁性物、集じん灰搬出設備は・・・」とありますが、磁性物は燃焼設備に流動床を設ける場合等、必要に応じて磁選機を設けた場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-7	第2章		1	2)	(2)	④	工場棟機械室	「メタン発酵槽」「バイオガス貯留装置」以外の機器について、安全性の確保およびその他屋外設置とする合理的な理由がある場合には、屋外設置としてもよろしいでしょうか。	公害防止基準を順守できることを前提に必要な最小限の機器に限り可とします。
95	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-11	第2章		1	3)	(3)	③	玄関	「③来場者用のエントランスホールは、来場者の人数に応じた広さを確保すること。」との記載がありますが、想定に来場者数をご教示願います。	大会議室の80名を想定してください。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
96	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-12	第2章		1 3)	(4)	⑬	管理棟平面計画 (管理居室平面計画)	⑬管理棟内及び各室には下駄箱、ブラインド、カーテン、流し台、照明(灯具含む)、冷暖房等必要な設備を設置すること。との記載があります。 【以下、質疑内容】 1.ブラインドとカーテンについては、どちらか片方の設置と考えるよろしいでしょうか。 2.流し台とあるが、SUS流し台でなく、ミニキッチン(IH等)の使用は無し)と考えるよろしいでしょうか。 3.冷暖房設備が不要な室は下記と考えるよろしいでしょうか。 ・書庫、印刷室、建物内倉庫、シャワー室、洗濯室、湯沸かし室、各倉庫	1. ご理解のとおりです。 2. 事業者提案とします。 3. 各倉庫以外は冷暖房設備を設置するものとします。
97	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-14	第2章		2 4)	(3)		床構造	「③中央制御室、受変電室等(中略)は配線用ピット、二重床等配線を考慮した構造とすること。」とありますが、受変電室について配線ルートを工夫することにより、配線用ピット、二重床等を設けない計画としてよろしいでしょうか。	運営上支障がないことを前提に提案を可とします。
98	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-15	第2章		3 3)			寒冷地対策	寒冷地対策は、斜路の融雪又は消雪設備以外、現地の気候条件を考慮した提案によると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-16	第2章		4 1)	(5)	④	工場棟(焼却施設) 共通事項	「④地階部分は地下水の浸透のない構造、仕上げとすること。」とありますが、ごみピットと同様に水密性の高いコンクリート仕様の採用で対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-18	第2章		4 4)	(1)	①	構造	污泥再生処理センターの構造は鉄骨造としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
101	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-19	第2章		4 4)	(2)		各室内部仕上げ	受入前室の欄がありますが、受入前室の設置は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	運営上支障がなく、臭気の外部への飛散防止が可能であれば、設置は必須ではありません。
102	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-19	第2章		4 4)	(2)		各室内部仕上げ	污泥再生処理センターの各室の数や広さは事業者により提案するものと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-19	第2章		4 4)	(2)		各室内部仕上げ	污泥再生処理センターの室の仕上げは事業者により提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-20	第2章		4 4)	(3)	②	水槽内部仕上げ	污泥再生処理センターの各水槽の内部仕上げは事業者により提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章		1			土木工事	「購入土として約46,000m <sup>3</sup> が必要となる見込みである。(計画地盤面から1.0mの範囲に約29,000m <sup>3</sup> 、計画地盤面から1.0mの範囲より下層区間に約17,000m <sup>3</sup> となる見込みである。)」とあり、添付資料1 明細書明第1表 の購入土盛土の45,300m <sup>3</sup> と近似しております。 一方、添付資料1 造成横断面図 の数量表から算定した購入土盛土(計画地盤面から1.0mの範囲)は約27,000m <sup>3</sup> 、発生土盛土(計画地盤面から1.0mの範囲より下層区間)は約38,000m <sup>3</sup> 、合計は約65,000m <sup>3</sup> となり、要求水準書本文および明細書と大幅に異なる値となります。 造成工事の盛土は、要求水準書本文と明細書を正とし、盛土量は約46,000m <sup>3</sup> として計画すればよろしいでしょうか。 その場合、本工事の造成工事着手時の現況線は、造成横断面図の現況線より高くなるとの理解でよろしいでしょうか。	令和4年度末頃まで、他の公共工事の建設発生土を事業用地に受入を行います。造成計画横断面図の現況線は測量時点のもので、以降の建設発生土受入により現地は変わっております。今後の受入見込みから必要な購入土は約46,000m <sup>3</sup> と見込んでいます。
106	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章		1 1)			造成工事	現状、事業場所内(木尾町)の北側に池が設置されていますが、事業契約の締結(令和5年3月)までにセンター様にて池の埋立てを実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
107	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章		1	2)		山留・掘削	「残土は原則として場内処分すること」とありますが、浸水対策のために必要な嵩上げと、植栽帯への部分的な盛土で残土を極力流用した上で、余剰となった残土は場外適正処分も可との解釈でよろしいでしょうか。  ※造成工事による嵩上げが熱回収施設の掘削工事よりも先行して実施されることに加え、掘削土が軟弱であり盛土に適していないことから、残土を全量場内処分することは非常に困難と考えます。 ※なお、全量を場内処分しようとした場合、嵩上げによる盛土高さを添付資料1よりも高くせざるを得なくなり、センター様より示された造成計画から大幅に変更する可能性があると考えます。	提案を可とします。なお、残土を場外処分した場合、場外処分に係る責任、費用は、事業者とします。
108	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章		1	1)	(4)	造成工事	造成計画図の図番30、32にある暗渠排水管・補助暗渠排水管と地下構造物（水槽、杭等）が干渉する場合、暗渠排水管等の仕様や位置は事業者の責任で設計変更すると考えてよろしいでしょうか。 その場合には暗渠排水の行先は調整池とする必要があるでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、添付資料1, 図面番号30に示す流末としてください。
109	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-23	第3章		2	3)		植栽芝張工事	植栽の散水栓による範囲は各所25m包含と、事業者側で決定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-23	第3章		3	4)		駐車場	汚泥再生処理センター竣工時から熱回収施設竣工までの期間に運転職員以外の駐車場の必要台数を教えてください。	事業者にて、必要台数を想定してください。
111	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-25	第3章		1	8)		さく井工事	さく井工事は、添付資料11の位置で行うとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料11の位置を、候補地としていますが、他の場所でも可とします。
112	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-26	第3章		3	10)		消防水利	消火栓または耐震性貯水槽のうちどちらかを汚泥再生処理センター引渡し時までに設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-26	第4章					建築設備リスト	建築設備リストは基本設計図書の建築工事仕様書の一部として提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-27	第4章		5	2)		人荷用エレベータ	人荷用エレベータの記載がありますが、工場棟内の見学ルートが1フロアで完結する場合は見学者の利用は考慮せず、事業者用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-27	第4章		4			ガス設備工事	LPGの代替として電力によるものを提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
116	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-28	第4章		6			配管工事	汚水管は硬質塩化ビニル管、排水用鋳鉄管となっていますが、公共建築工事標準仕様書に排水用鋳鉄管の記載がなくなっているため、最新の公共建築工事標準仕様書に基づいて硬質塩化ビニル管としてよろしいですか。	提案を可とします。
117	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-28	第4章		6			配管材料	①1、2階の汚水管は鋳鉄管の記載があります。 ②衛生器具との接続は鉛管との記載があります。 汚水管は硬質塩化ビニル管、排水用鋳鉄管となっていますが、公共建築工事標準仕様書に排水用鋳鉄管の記載がなくなっているため、硬質塩化ビニル管としてよろしいですか。	提案を可とします。
118	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-29	第5章		2	4)		外灯	「外灯はポール型照明とし、」とありますが、除雪作業に支障がある箇所は建屋外壁に設置してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
119	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-30	第5章		3	5)		テレビ共聴設備工事	「電波障害対策は対策範囲・仕様を明示出来る場合を除きセンターによるものとする。」とありますが、見積時点では対策範囲・仕様を明示出来ないため、電波障害対策は工事範囲外との考えでよろしいでしょうか。なお、1-15頁、3-1頁では電波障害対策工事は工事範囲外と記載されています。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
120	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-31, 33, 35	第5章						添付資料_建築外部標準仕上(焼却施設)(バイオガス化施設)(リサイクル施設)	焼却施設・バイオガス化施設はカラー鋼板折板葺き、リサイクル施設はカラーガルバリウム鋼板となっていますが、全てカラーガルバリウム鋼板折板葺きと読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準以上の提案としてください。
121	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-4	第1章	第3節	1	3)			工場の基本的な考え方	3)解体撤去工事に関連して、別途、周辺施設との取り合いがある部分の調整については、…調整により費用負担が生じた場合は、解体撤去工事の費用にて負担すること。との記載がありますが、周辺施設との取り合いが明確に分かる資料をご提示願います。	事業者にて、調整が必要となる部分を想定してください。
122	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-6	第2章	第1節	1				事前調査	「修正事項や改良事項があるため、必要に応じて現地調査を実施すること。」とありますが、既存施設の竣工図にない建築物増築や屋外工作物増設はないものと理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて、事業者で現地調査を実施してください。
123	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-8	第2章	第1節	10				土壌汚染対策	本工事にあたっては、通常解体工事と同様に、工事関係者外の進入と地下部・基礎解体に伴う掘削発生土や湧水が敷地外に飛散・流出することを防止した上で、発生土は場内仮置き後に埋戻し利用する計画としてよろしいでしょうか。	掘削発生土や湧水が敷地外に飛散・流出しないことを前提に提案を可とします。
124	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-8	第2章	第1節	10				土壌汚染対策	要求水準書には、事業者にて特別な土壌汚染対策を実施する旨の記載がないように見受けられます。そのことから、土壌汚染調査を実施し、滋賀県環境事務所と協議を行った結果、特別な土壌汚染対策(汚染土場外処分・購入土置換、原位置除染または遮断工設置等)が必要となった場合は、センター様の所掌にて追加の土壌汚染対策工事を実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、その際に工期延長についてもご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段について、土壌汚染対策工事を追加する場合については、協議を行います。後段について、前段の土壌汚染対策工事を本事業に追加する場合の工期延期については協議を行います。
125	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-11	第2章	第3節	2	3)			残留物等の処理	センター様にて解体前清掃を実施していただき、残留物がほぼない状態で解体工事に着手できるとの理解でよろしいでしょうか。 また、止むを得ず残留する可能性のある薬品および油の処理計画を検討するにあたり、使用している薬品および油の種類、および貯槽容量をご教示下さい。	前段について、残留物等は、要求水準書に示すとおり事業者において撤去・処分ください。後段について、下記のとおりです。 ○排ガス処理用薬品 ・高反応消石灰 48.2m <sup>3</sup> ・特殊反応助剤 17.9m <sup>3</sup> ・活性炭 17.9m <sup>3</sup> ・尿素水 3.92m <sup>3</sup> ・キレート剤 2m <sup>3</sup> ○排水処理用 ・硫酸バンド 0.2m <sup>3</sup> ・高分子凝集剤 0.8m <sup>3</sup> ○バーナー用 ・灯油 30m <sup>3</sup> ○その他 ・防臭剤 0.2m <sup>3</sup> ・防虫剤 0.2m <sup>3</sup>
126	要求水準書	第2編 設計・建設業務-4-11	第2章	第3節	2	3)	(2)		残留物等の処理	什器等の、解体工事を行う以前からの廃棄物は、環境省が通知(平成23年3月30日環廃産110329004号)において、発注者が適正処理をするよう求めていますので、センター様にて処理いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
127	要求水準書	第3編 運営業務-1	第1章		2	2)	(1)		用役条件 電気	斎場の受変電設備に係る保守・管理は運営業務の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書	第3編 運営業務-4	第1章		2	14)	(4)		マニュアル及び 計画書等の作成 業務報告書	「事業者は、運営業務における…保管しなければならない。」とありますが、運営期間の紙文書の保管のスペース確保は困難なため、関係法令遵守を条件に電子データでの保管をお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。なお、電子データでの保管ルール等については、事業契約後センターの確認を得るものとします。
129	要求水準書	第3編 運営業務-5	第1章		2	15)	(2)		火災保険	建設後に所有権をセンター様に移転しますが、所有者であるセンター様が火災保険を付保しなくとも支障はないのでしょうか。	全国市有物件災害共済に加入予定です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
130	要求水準書	第3編 運 営業務-5	第1章		2	15)		保険	「運營業務期間の火災保険の付保について、センターは、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には、この提案を採用することにより、事業者の付保義務を免除することができる。」とあります。 また、事業仮契約書(案)において、その補償額は「本施設の再調達価格」とあります。 災害が発生した際、必要となる「本施設の再調達価格」が保証できる提案に限り、事業者の提案をお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、災害には様々な種類がありますが、火災に加え、破裂・爆発、風水災等についても、同様の条件を満たす必要がありますでしょうか。	募集要項に関する質問回答No.25をご参照ください。
131	要求水準書	第3編 運 営業務-6	第1章		5	1)		運營業務期間終了時の機能検査	「運營業務期間終了後の1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく…使用することをいう。」との記載がありますが、「大規模」に該当する補修・更新の基準についてご教示ください。	運營業務に係る事業期間に定期的に発生する補修・更新以外のものです。
132	要求水準書	第3編 運 営業務-8	第2章		1	5)		全体組織計画	ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の配置時期は下記の通りでよろしいでしょうか。  ・電気主任技術者：汚泥再生処理センターの建築工事着手時から ・ボイラー・タービン主任技術者：熱回収施設の建築工事着手時から	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	第3編 運 営業務-9	第2章		1	6)		全体組織計画 表 配置有資格 (参考)	「第2種電気主任技術者」とありますが、受電電圧が22kVであることから、関係法令等に基づき第3種電気主任技術者の配置でも良いと考えてよろしいでしょうか。	配置有資格者については、関係法令等に基づき事業者で提案してください。
134	要求水準書	第3編 運 営業務-12	第3章		5	3) 5)		資源物の保管・ 積込・運搬	熱回収施設及びリサイクル施設で回収される資源物及びストックヤードで保管する資源物、再生可能な家具等の引取り頻度は、どの程度を想定すればよろしいでしょうか。	現状の引取頻度は下記のとおりです。 ・ガラスびん 無色：2～3回程度/月 茶色：2～3回程度/月 有色：1回程度/月 ・古布：2～3回程度/月 ・紙パック：2～3回程度/月 ・乾電池：5回程度/年 ・蛍光管：6～7回程度/年 ・鉄くず：1～2回程度/週 ・自転車：2～3回程度/週 ・シュレッダー鉄：2～3回程度/週 ・シュレッダーアルミ：1～2回程度/月 ・羽毛布団：1～2回程度/月 ・落じん灰：1～2回程度/月 ※缶、ペットボトル、古紙類は引取業者直接搬入。 再生可能な家具は、環境学習・啓発機能に係る設備等の修理工房での使用としており、引き取り頻度については、事業者で想定をして下さい。
135	要求水準書	第3編 運 営業務-12	第3章		5	4)		資源物の保管・ 積込・運搬	「センターが将来的に小型家電等資源物の分別回収を実施する際、ストックヤード等での保管に協力すること」と記載がありますが、ストックヤード内で保管スペースが確保できることを前提として専用のストックヤードまでは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書	第3編 運 営業務-15	第3章		13	1)	(2)	基準値 表 運転管理値 及び運転標準値	表中に「ダイオキシン類(一酸化炭素)(ppm)〔〕～〔〕」と、一酸化炭素の数値について求められていますが、ダイオキシン類を管理するために、管理値としては一酸化炭素の数値で管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	第3編 運 営業務-15	第3章		13	1)		運転管理値と運 転標準値	運転管理値及び運転標準値の逸脱は、減額の該当事象となりますでしょうか。	継続的に逸脱する場合は減額の該当事象となります。
138	要求水準書	第3編 運 営業務-16	第3章		15			夏季運転の確認	夏季運転の確認が必要な施設はごみ焼却施設のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
139	要求水準書	第3編 運 営業務-16	第3章		15				夏季運転の確認	夏季運転での確認項目は、「炉体・ケーシング外表面温度」のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	第3編 運 営業務-21	第5章		1	2)	(3)		案内・指示	「汚泥再生処理センターの搬入車（バキューム車）の混雑時の対応に特に留意すること」とありますが、参考のため、現在のし尿処理施設における混雑時の対応策があればご教示ください。	現施設については、単独施設のため特に対応策はありません。
141	要求水準書	第3編 運 営業務-21	第5章		1				処理対象物の受入	実施方針の質問No.66において「マットレスはそのまま搬入されます。・・・700枚の実績があります。」と回答をいただきましたが、700枚のマットレスは全てスプリング付きマットレスのことと理解してよろしいでしょうか。 また、「こほくるーる」で可燃性粗大ごみとして搬入されるマットレスはスプリング無しであり、スプリング付きマットレスは粗大ごみ対応となっておりますが、本事業でも同様と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	第3編 運 営業務-21	第5章		1	4)			処理手数料徴収	自己搬入者から徴収する処理手数料について、キャッシュレス決済、クレジットカード決済の利用に伴う各金融業者の手数料については、カード会社よりセンター様に直接入金する場合には、手数料料金を差し引いた金額を納付するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者から納付する場合は、利用料金から処理手数料を差し引いた金額をセンター様へ納付すればよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、利用料が現金払いの場合は徴収代金全額をセンターへ納付いただきます。
143	要求水準書	第3編 運 営業務-21	第5章		1	4)	(1)		処理手数料徴収	「事業者は、自己搬入者から、センターが指定する処理手数料を、センターが指定する方法で、徴収を代行すること。」とありますが、料金徴収以外の業務（未払い者への督促、後納制利用者への料金請求等）について、センター様にて対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ※一民間企業である事業者には行政的な強制力がないため。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	第3編 運 営業務-22	第5章		2	2)			搬入管理	搬入物検査の実施頻度は月1回程度（各回3日間程度）とありますが、月に1度3日間連続で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	実施時期については、事業契約後の協議によります。
145	要求水準書	第3編 運 営業務-24	第6章		1	1)			環境保全計画の作成	汚泥再生処理センター・熱回収施設・リサイクル施設分が集約される本事業では、敷地境界にて測定する「騒音、振動、悪臭」は、全施設共通の測定項目としてまとめて測定すればよいと考えてよろしいでしょうか。	測定項目については、関係法令等により事業者で提案をしてください。
146	要求水準書	第3編 運 営業務-24	第6章		1	2)			環境保全計画の作成	「焼却施設の測定頻度…指示によるものとする。」とありますが、各社の見積条件統一のため、「地元自治会との公害防止協定」や「既存焼却施設の測定頻度」を踏まえ、本事業における測定項目及び測定頻度をご教示いただけないでしょうか。	関係法令及び要求水準書第6章12)を参考に事業者で提案をしてください。
147	要求水準書	第3編 運 営業務-24	第6章		1	2)			環境保全計画の作成	事業期間中に測定頻度等をセンター様の指示により変更する場合に係る費用については、委託費用の変更について協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原則として協議対象としませんが、大幅な費用増加等が見込まれるとセンターが判断した場合、協議に応じます。
148	要求水準書	第3編 運 営業務-27	第8章		6	1)			有効利用報告	事業者が作成する有効利用報告書は事業者の業務範囲に関する内容とし、センター様と資源化業者等にて実施する内容は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	第3編 運 営業務-30	第10章		2	3)			除雪・消雪	「事業者は、場外の施設進入路（県道）の施設入口西側…」とありますが、県道の除雪作業を行うにあたり、何か必要な申請・許可等がありましたらご教示願います。	必要な申請・許可等は特に想定していません。必要な場合、事業者にて確認・対応してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
150	要求水準書	第3編 運 営業務-31	第10 章		7				充電ステーショ ンの管理	利用者から徴収する充電ステーショ ンの電気利用料について、キャッ シュレス決済、クレジットカード決 済の利用に伴う各金融業者の手数料 は、カード会社よりセンターに直接 入金する場合には利用料金から処理 手数料を差し引いた金額を納付する ことよろしいでしょうか。また、 事業者から納付する場合は、利用料 金から処理手数料を差し引いた金額 をセンター様へ納付すればよろしい でしょうか。	前段について、電気利用料について は、指定会社より手数料を差引いた 金額を直接入金されるものと考えて います。 後段について、現金での利用は、想 定していません。
151	要求水準書	第3編 運 営業務-32	第10 章		8				洗車棟の管理	許可業者による自動洗車装置の利用 料金について、キャッシュレス決 済、クレジットカード決済の利用に 伴う各金融業者の手数料は、カード 会社よりセンターに直接入金する場 合には利用料金から処理手数料を差 引いた金額を納付することよろし いでしょうか。また、事業者から 納付する場合は、利用料金から処理 手数料を差し引いた金額をセンター 様へ納付すればよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりで す。 後段について、利用料が現金払いの 場合は徴収代金全額をセンターへ納 付いただきます。
152	要求水準書	第3編 運 営業務-33	第11 章		1	1)			処理対象物の搬 入調整	「センターは、…調整を行う。」と ありますが、「要求水準書 第1編 共通事項-15 第1編 第3節 1 2)」の計画ごみ質から変動した場合 に、追加費用等が発生した場合は、 実施方針別紙4リスク分担表に基づ き、以下の通りと理解してよろしい でしょうか。  ・搬入されるごみ、し尿等の質の変 動は、一定範囲内の変動は事業者負 担とし、一定範囲を超える著しい変 動があった場合には、センター様、 事業者の協議とする。	分担に関する概ねの考え方は変更し ていませんが、実施方針は契約条件 に含みません。 事業仮契約書(案)に示していると おり、募集要項等に示す廃棄物の性 状範囲を逸脱する廃棄物が本施設に 搬入され、その処理のために運營業 務に要する費用が増加したことを事 業者が明らかにしたときは、事業者 と要求水準書の変更及び増加費用の 負担等について協議を行うものとし ます。
153	要求水準書 添付資料01								造成計画図	造成計画図のCADデータをご提供いた だくことは可能でしょうか。	可能です。参加資格審査通過者へ提 供します。
154	要求水準書 添付資料01								新施設用地造成 工事(第2期)設 計図	造成設計と造成工事(第1期)と一次 盛土が完了した状況での造成工事着 手となることから、長浜市開発事業 に関する指導要綱に基づく届出は不 要で、センター様にて関係機関との 協議は完了済との認識でよろしいで しょうか。  なお、造成設計の一部を事業者提案 で変更することは可能でしょうか。 変更が可能な場合、長浜市技術基準 に準じた設計を行い、届出はなく、 関係機関と変更協議を行う理解でよ ろしいでしょうか。  また、造成計画図のうち、変更不可 である項目をご教示願います。	前段について、今年度末頃まで、他 の公共工事の建設発生土を事業用地 に受入を行います。受入終了時点の 現況で造成工事着手となります。 開発行為の許可は不要ですが長浜市 に、許可申請書同様の書類提出が必 要です。 中段について、造成設計の事業者提 案は可としますがご理解のとおり長 浜市の開発行為に関する技術基準に 準拠する必要があり、提案内容にも よりますが事業者・センターと関係 機関の協議が整えば変更可能と考え ます。 後段について、変更事項をお示しい ただかないと変更可能か判断できま せん。
155	要求水準書 添付資料01	図面番号1							位置図	開発区域外に水路補修工事実施区間 との記載がありますが、当該工事 は、本工事範囲外と理解してよろし いでしょうか。	事業期間の水路補修工事実施区間の 補修も事業に含まれます。要求水準 書 第2編 設計・建設業務-3-22を確 認ください。
156	要求水準書 添付資料01	図面番号 2 ~28							造成計画平面図	開発区域(緑線)と当該事業範囲(赤 線)の意味をご教示ください。 これら範囲と本工事の工事範囲には 関連がなく、造成計画縦断面図の 「今回施工 2期工事」の範囲で、造 成計画標準断面図および造成計画横 断面図に「別途工事」と記載のある 範囲以外が、本工事範囲になるとの 理解でよろしいでしょうか。	前段について、緑線は開発申請範囲 を示し、赤線が本工事範囲を示して います。 後段について、ご理解のとおりで す。
157	要求水準書 添付資料01	図面 番号 6 ~ 28							造成計画縦断面 図 造成標準断面図 造成計画横断面 図	一次盛土前現況線と現況線間の部分 は造成工事着手時点で既に一次盛 土として施工済みであるとの解釈で よろしいでしょうか。 一次盛土施工の際の盛土管理資料 (盛土量と沈下量の関係を含む)が あれば、ご提示願います。また、一 次盛土前現況は農地であったと考え られますが、耕土の撤去等はされて いるのでしょうか。	前段について、現地の現況までは盛 土施工済です。 中段について、資料の提示は致しま せん。 後段について、耕土の撤去は行って いません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
158	要求水準書 添付資料01	図面番号9 ～19 33							施設計画平面図 造成計画横断面 図	敷地内通路沿いの現場打ちL型擁壁の設置位置が横断面図の境界を跨いでいますが、擁壁の管理者及び上部の植栽帯の管理者など、底地の所有及び施設の管理等の区分についてご教示ください。	植栽帯・既設農道範囲もセンター所有敷地です。本事業の管理区域に含まれます。
159	要求水準書 添付資料01	図面 番号 30 32							防災計画平面図 (1次防災) 防災施設構造図	1次防災の暗渠排水管(φ50、φ100、φ150)は一次盛土前現況の高さに設置されていると推測しますが、一次盛土施工前に施工済みで、防災施設構造図の現況地盤は、一次盛土前現況地盤と解釈してよろしいのでしょうか。	暗渠排水管は施工しておりません。一次盛土前現況までの掘削・埋設が必要です。
160	要求水準書 添付資料01	図面 番号 127～ 129							構造物撤去平面 図	本工事で撤去する構造物は、二重取消線で削除されている項目以外と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、前工事により存置された舗装等があれば、撤去する構造物に含めます。
161	要求水準書 添付資料01	図面 番号 139 140							上げ越し計画図 (参考図)	上げ越しによる圧密沈下促進計画として、沈下解析による上げ越し高と試験盛土による上げ越し高の両方が記載されておりますが、現実に近い試験盛土による上げ越し高を参考にすると理解でよろしいでしょうか。また、沈下解析および試験盛土に関する資料(盛土量と沈下量の関係を含む)をご提示願います。	前段について、上げ越し計画図は参考図としております。現地の状況等に応じて事業者にて上げ越し高・沈下対策等を検討して、事業者の責任において施工ください。後段について、資料の提示は致しません。
162	要求水準書 添付資料01	図面 番号 141～ 149							地盤改良工事詳 細図(参考図)	プラスチックボードドレーン工が有る範囲と無い範囲がある理由、およびプラスチックボードドレーン工の間隔の設定根拠をご教示願います。また、法先の地盤改良は隣接地への影響防止のための計画と推測しますが、地盤改良範囲(深さ・幅)と改良体強度の設定根拠資料をご提示願います。	設計当初に施設配置を想定し設定したものです。地盤改良工事詳細図は参考ですので、施工者の計画する配置計画を基に施工者の責任において計画願います。
163	要求水準書 添付資料03								下水取合点	計画されている下水道配管口径、埋設深さをご教示願います。また、汚泥再生処理センター試運転に必要な放流管施工までに、取合点に下水道マンホールが施工済みとの理解でよろしいでしょうか。	公共汚水桝は、1号組立マンホールでマス深3.1m、流出管VUφ200で施工済みです。(参考:マス天105.49、流出管底102.39、下水取合点歩道GL104.89)
164	要求水準書 添付資料03								上水取合点	上水取合点での、水圧をご教示願います。	提示できる資料はありません。
165	要求水準書 添付資料03								下水取合点	下水取合点の埋設下水道管について、配置、埋設深さ等をご教示願います。	No.163をご参照ください。
166	要求水準書 添付資料11								原水水質計測点	原水水質計測点が草野川に近く、井戸設置想定箇所が田川に近いように拝見いたします。水系が異なる可能性がありますので、田川に近い位置にある井戸の原水水質をご教示願います。	提示できる井戸の原水水質は、添付資料12のみとなります。
167	要求水準書 添付資料11								井戸設置想定場 所	当該敷地の地盤レベル及び形状がわかる図面をご提示ください。また、当該敷地はセンターで所有する敷地であり、用地の取得や賃貸の費用は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、地盤レベルTP 約112.0m、形状については、事業者で確認してください。後段について、該当箇所において、井戸を設置する場合、センターの責任において土地使用の権原を得ることとします。
168	要求水準書 添付資料13	2	2						環境学習・啓発 機能に係る設備 等計画(案)	「各設備は運営期間中に1回更新すること」とありますが、要求水準書(案)第3編 運営業務-30には展示資料の更新との記載があります。したがって、各設備とは展示資料との解釈でよろしいでしょうか。	更新対象は、展示資料ではありません。要求水準書運営業務-30の「展示資料」を「各設備」とします。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
169	要求水準書 添付資料13	2	2						環境学習・啓発 機能に係る設備 等計画(案)	「備考(設備等)欄」の記載内容と「内容欄」の記載内容で、文言が異なっている部分があります。そのような部分については、「備考(設備等)欄」の内容を実施することで、「内容欄」の記載内容がカバーされると理解してよろしいでしょうか。  【例1】 アトリエ(4m×3.6m程度)を設置することで、木工家具工房および家庭用品工房を別途設置する必要はない。 【例2】 施設内農業園芸エリアを設けることで、ビオトープや自然観察公園を別途設置する必要はない。	ご理解のとおりです。なお、本回答により環境学習・啓発に関してより良い事業者提案を妨げるものではありません。
170	要求水準書 添付資料13	2	表						環境学習・啓発 機能に係る設備 等計画(案)	施設見学者対応がセンター様の業務範囲となっていることから、表中に記載のある「講演会の実施、各種研修・イベントの開催、体験学習の実施、リサイクル展の実施、修理工房の開催」等についても、センター様にてご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	講演会、各種研修・イベント等の企画・開催も事業者提案に含めることも可とします。
171	要求水準書 添付資料13	4	3-4						キャラクター	キャラクターグッズの所掌については、実施方針時にいただいた回答の通りと理解してよろしいでしょうか。  【実施方針回答】 キャラクターグッズに関する業務範囲は以下のとおりとします。 ・イメージキャラクターの作成、キャラクターグッズの初回製作：事業者(著作権はセンターに帰属) ・キャラクターグッズ製作・販売：センター(販売収益はセンターに帰属)  また、上記の場合、事業者にて初回製作するキャラクターグッズの数量、内容について、センター様にて想定されているものがあれば、ご教示いただけますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、事業者で提案をお願いします。
172	要求水準書 添付資料14								業務範囲図	業務範囲図では、焼却残渣(主灰・飛灰、不燃物)の積込は事業者の業務範囲から外れておりますが、要求水準書 第3編 運営業務-13 8 1)では、「焼却残渣(焼却灰、飛灰処理物、不燃物)は適切に保管し、センターが確保する運搬業者に引き渡すこと。」と記載されているため、双方で齟齬が生じているように見受けられます。要求水準書 第3編 運営業務-13 8 1)を正とし、焼却残渣(焼却灰、飛灰処理物、不燃物)の積込みは事業者範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書 添付資料17								消火栓	計画されている上水道管の口径が消火栓設置に必要な口径以上の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書 添付資料18	2			1				照会内容および 諸条件	20kV受電について、常時+予備A新設と、2回線受電方式の接続検討資料となっておりますが、要求水準書記載の通り20kVは一回線受電と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書 添付資料18	7			1				照会内容および 諸条件	関西電力殿からの2021年1月27日付分回答の高圧300kW1回線の用途(対象施設)は、バイオガス発電設備の電力売却用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書 添付資料20								時間当たりの搬 入台数調査結果	クリスタルプラザ及びクリーンプラントにおける平成29年11月の搬入台数実績をお示し頂いておりますが、適切な運転管理体制の検討のため、繁忙期(年末年始、GW、お盆)の搬入台数実績につきましても、ご教示願います。	時間当たりの搬入台数調査資料は添付資料のみとなりますが、参考に令和2、3年度繁忙期の総搬入台数を質問回答(第1回)資料②に示します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
177	要求水準書 添付資料21								上水道管理設管	上水取合点付近は土被り0.85mとありますが、県道レベル（FH=104.7m）の土被りとの理解でよろしいでしょうか。	現況県道からの概ねの土被り：0.85mを参考としてください。
178	要求水準書 添付資料35								アスベスト調査結果	アスベスト調査結果として、アスベスト含有の可能性がある材料をご提示いただいておりますが、本資料に基づき追加調査対象を選定し、その結果に基づき撤去・処分を行うとの理解でよろしいでしょうか。	本資料を参考に有資格者（建築物石綿含有建材調査者）による追加調査及び廃棄物の処分に必要な調査を実施し、その調査結果に応じて工事計画を計画願います。